

仙台市病院規程第十二号

仙台市市立病院会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年六月三十日

仙台市病院事業管理者 奥 田 光 崇

仙台市市立病院会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市病院規程第十四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（有給の休暇等） 第二十二条 年次休暇、公傷病休暇、公民権の行使のための休暇、証人等としての出頭のための休暇、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、忌引、災害による住居の滅失等の場合の休暇、出勤困難な場合の休暇、短期家庭支援休暇、配偶者出産補助休暇、子の看護等休暇及び育児参加のための休暇は、有給の休暇とする。 2 <u>骨髄移植等のための休暇、育児時間</u>、健康支援休暇、妊産疾病休暇、<u>短期介護休暇</u>、家庭支援休暇及び介護部分休業は、無給の休暇とする。	（有給の休暇等） 第二十二条 年次休暇、公傷病休暇、公民権の行使のための休暇、証人等としての出頭のための休暇、<u>骨髄移植等のための休暇</u>、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、<u>育児時間</u>、忌引、災害による住居の滅失等の場合の休暇、出勤困難な場合の休暇、短期家庭支援休暇、配偶者出産補助休暇、子の看護等休暇、<u>短期介護休暇</u>及び育児参加のための休暇は、有給の休暇とする。 2 健康支援休暇、妊産疾病休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業は、無給の休暇とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十二条の規定は、この規程の施行の日以後に与えられる休暇について適用し、同日前に与えられた休暇については、なお従前の例による。

（市立病院経営管理部総務課）